

第四管区海上保安本部公示第1号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和7年1月14日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

豊橋市長 長坂 尚登

愛知県豊橋市今橋町1番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

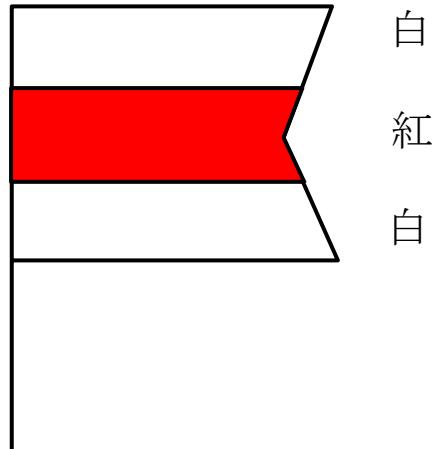
令和7年2月1日～令和7年3月31日（うち2日間）

3 水路測量の実施方法

RTKによる測位、音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置

測量船は、水路業務法第17条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和25年運輸省
令第55号）第6条に定める標識を揚げ
る。



別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図